

幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する 論点について【意見の概要】

前提

(本特例の目的)

- 今回の特例措置は、保育教諭等の資格の特例期間中において、①新たな幼保連携型認定こども園制度の円滑な導入の観点から、②保育士資格のみを有する保育士に対して、③保育士資格としての勤務経験を評価して、④幼稚園教諭免許状を取得する要件を軽減させるもの。

○ 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）

附 則

- 19 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学士の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、認定こども園法一部改正法の施行の日から起算して五年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものによるものとする。（略）

(参考)

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

(職員の資格)

第十五条 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状（略）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録（略）を受けた者でなければならない。

附 則

(保育教諭等の資格の特例)

第五条 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（略）を有する者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十八第一項の登録（略）を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。

(基礎資格＝特例の対象者)

①保育士の登録をしている者

かつ

②学士の学位又は短期大学士の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するもの

○ 基礎資格については、保育士資格を有することに加え、「幼保連携型認定こども園制度の円滑な導入」及び「大学における教員養成原則」の双方を踏まえ、

①学士の学位を有する者

②短期大学士の学位を有する者

③その他（専修学校卒業生など学士及び短期大学士のいずれも有していない者）
の区分で、それぞれ、在職年数、要修得単位数及びその内容を検討することとする。

別紙 2

①学士の学位を有する者

→ 在職年数 + 単位の修得 = 一種免許状

②短期大学士の学位を有する者

→ 在職年数 + 単位の修得 = 二種免許状

③その他（専修学校を卒業した者等）

→ 在職年数 + 単位の修得 = 二種免許状

(学力及び実務の検定)

③基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した最低在職年数 (実務の検定)

④当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数 (学力の検定)

0. 全体にかかる事項について

(検討会議での主な意見)

【第1回】

- 幼保連携型認定こども園において、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児に対して学校教育が保障されることは重要であり、そのことを担保するために、どのような内容を学ぶことが必要か、ということが議論されるべき。幼保連携型認定こども園において幼稚園教諭の免許状が必要とされる意味を確認しておくことが必要。
- 幼保連携型こども園の位置づけ、幼保連携型認定こども園における学校教育と児童福祉の在り方、求められる専門性については、どこかで議論がなされるべき。
- OECDの保育の質レポート(OECD(2012)、Quality Matters in Early Childhood Education and Care: Japan 2012)別紙3が出されたが、小学校以上の教員の給与体系と幼児・乳幼児の専門家の給与体系の格差が最も大きいのが日本であり、今後、保育教諭が他の学校種と同等の「教諭」として位置づけられていくことが極めて重要。
- 特例に係る単位の検討とあわせて、園内研修など、免許状を取得した後の研修の在り方についても、議論していくことが必要。
- 将来的な保育教諭の資格要件を念頭に置きながら議論を進める必要があるが、大学において、キャップ制など単位の実質化が求められていることを踏まえると、特例の要件は安易であっても過剰であってもよくない。
- 5年の特例期間が経過した後の資格の在り方について見通しを持って検討をする必要がある。
- 各大学における講座の開設や新たに教員免許更新制の対象となる保育教諭に対する制度周知等も事務的に詰めておく必要がある。

【第2回】

- 今後、質の高い保育を目指していくとなれば、保育教諭という資格をきちんと取っている人たちによって、子どもとの関わりが維持されていくことが重要。
- 幼稚園や保育所と関係なく通うことができる認定こども園に通うことによって何が育つのか、そのために保育教諭の資格として本当に必要なものは何か、ということをきちっと示せることが必要ではないか。

1. 実務の検定について

【基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した最低在職年数】

(論点1)

- それぞれの基礎資格を有する者に対して、どの程度の在職年数を求めることとするか。
 - ①学士の学位を有する者
 - ②短期大学士の学位を有する者
 - ③その他(保育士資格を有する者で、学位及び短期大学士のいずれも有していない者)

(検討会議での主な意見)

【第1回】

- 上位の免許状を取得する場合(上進)の在職年数ではなく、隣接校種の免許状を取得する場合の在職年数と同等に考えていくことが適当ではないか。
- 現実に働きながら資格を取得していくという困難性も踏まえ、特例期間である5年間の範囲で、新卒採用も含め、漏れなく免許状を取得できるように配慮することが必要。

【第2回】

- 在職年数「3年」が一つの単位として適当ではないか。過去の勤務経験でも、断続的な勤務経験でも認めてもよいのではないか。
- 1ヶ月当たり120時間以上の勤務時間という条件については、もう少し実態を調べながら柔軟な対応を可能にする仕組みにしないと困る場合があり得るのではないか。

【第3回】

- 保育士資格しか有していない方々に対して、できるだけ幼稚園教諭免許状を取りやすくしてあげたいという思いもありながら、実務経験はある程度求めた方がよく、最低3年間くらいの勤務経験を要件とすることが適当ではないか。

(論点2)

- 認可保育所は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき「教育」も行っていることから、評価すべき在職年数としては、認可保育所の保育士としての在職年数が適当と思われるが、その他の児童福祉施設における保育士としての勤務経験はどのように考えたらよいか。

(検討会議での主な意見)

【第1回】

- 保育所であっても、0～2歳児を担当する経験と、3～5歳児を担当する経験とは、かなりの開きがあるため、その開きを加味するか、全く関係ないとするか、ということがある。
- 教員の資格については、幼稚園教諭免許状、小学校教諭免許状など、学校の種類ごとにその専門性が整理されていることを踏まえると、特例においては、幼児に関する勤務経験年数を原則としつつも、保育所保育指針に基づき保育を提供する施設における在職年数を加味していくことが適当ではないか。
- 幼保統一の就学前カリキュラムの作成も進んできている現状を踏まえると、「遊びを通しての教育的な働きかけをしている施設」という前提を加味したらどうか。
- 対象施設を年齢だけで区切ると、保育士が持っているニーズに対応した専門性を狭める恐れもあり、学校教育も特別支援教育や介護等体験が求められていることを踏まえると、多少緩やかに捉えていってもよいのではないか。
- 認可外ではあるが保育所保育指針に基づいている保育所等について、できるだけ差別がないように線引きをすることについて、今後議論が必要。

【第2回】

- 同じ施設でも、保育士によって勤務の実態は異なることが考えられるが、対象とする施設については、法令上の基準に基づき、対象とする／しないと整理するしかないのではないか。
- 保育所保育指針に基づいた保育経験を重視することが重要であるため、家庭的保育事業を対象とすることは困難ではないか。
- 保育士は様々な業務に関わっており、評価すべき勤務経験は際限なく広がるが、基本的には、実際に子どもを保育する業務、保育所保育指針に従った施設を中心としていくことがよい。

【第3回】

※人事交流等で放課後児童クラブや小学校において勤務している者の勤務経験の取扱いについて

- 4点のメルクマールは、幼保連携型認定こども園を導入していく基準として外せない。確かに、人事交流等により放課後児童クラブ等において保育士資格のみを有する者が働いている場合はあるが、このような背景を考慮すると対象施設が際限なく広がる可能性もあり、特例範囲は必要最小限のものにするという趣旨からも望ましくはない。
- 教職課程認定制度を厳格化し、幼稚園教員養成を実質化していこうとしている中では、特例であっても、メルクマールは大原則とすることが必要。
- 放課後児童クラブの経験しかないという職員の方は、特例の期間内に保育所の経験も積めるように事業者側で配慮していただくのがよいのではないか。

2. 学力の検定について

【基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数】

(論点3)

- それぞれの基礎資格を有し、かつ、勤務経験がある者に対して、大学等において、どのような内容を、どの程度修得することを求めることとするか。
 - ①学士の学位を有する者
 - ②短期大学士の学位を有する者
 - ③その他（保育士資格を有する者で、学士及び短期大学士のいずれも有していない者）

(検討会議での主な意見)

【第1回】

- 現在の幼稚園教育要領や幼小連携等を見越した学校教育としての体系、生徒指導等の在り方に関わる内容、教育公務員としての在り方については学ぶことが必須ではないか。
- 幼稚園教育の核となる環境を通しての教育、遊びを通しての総合的指導の徹底という観点からの学修が適当ではないか。
- 学校の教員としての自覚を持つための科目や、保育士課程では必ずしも学ばない且日本国憲法、情報機器の操作は学んでもらう必要があるのではないか。
- 幼保連携型認定こども園の保育教諭は、「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）」における「学び続ける教員像」を踏まえた学び方を学ぶことが必要となるのではないか。

【第2回】

- 大学・短期大学の卒業生であれば、日本国憲法や情報機器の操作は、ほぼ学んでいるのではないか。逆に専修学校等の卒業生の場合、日本国憲法を開講していない場合も想定されるから、教養として学んでおくことが必要ではないか。
- 情報機器の操作については、保育士の実務を経験する中でほぼ学んでおり、改めて履修する必要はないのではないか。
- 特別支援、特に発達障害の子どもに対する知識は重要であり、学んでおいた方がよいのではないか。
- 「教育相談」は、保育士養成課程においても「相談援助」「家庭支援論」等で学んでおり、かつ、実務経験でも基本的な知識やスキルは身につけていると捉えることができ、改めて学ばなくてもよいのではないか。
- いわゆる5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）に係る個別の指導法は不要であるが、「保育内容指導法」などの、総合的な幼稚園教育の指導法に関する科目を学ぶことは必要ではないか。
- 幼小連携の観点からも、国語や算数等の教科に関する科目について、1科目でもよ

いから学んでおいた方がよいのではないか。

- 幼稚園教諭が、学級担任として、ある程度の人数の子どもたちの学校教育をする立場であることを踏まえ、少しでも教育実習を行うことも必要ではないか。
- (教員免許状は学歴要件があり、保育士資格は学歴要件がない中で) 学歴要件をどう加味していくのかは、慎重に議論をして整理をする必要があるのではないか。
- 幼稚園教諭・保育士の資格を取得するために、必ず押さえておくことが必要なエッセンス・骨格を示せることが、新しい幼保連携型認定こども園にとっても重要ではないか。
- 今回の特例のための特別プログラムを設けることが合理的ではないか。この特例プログラムが設けられるか否かによって、求められる内容や単位数が変わってくるのではないか。

【第3回】

- 幼保連携型認定こども園制度においては「教育とは何か」という部分が問われるようになる。幼保連携型認定こども園制度により、保育の質が上がる、保育者の質が上がるということを前提にしていかなければならない。保育や幼児教育の深さみたいなものをきちんと押さえられるような科目の作り方が大事。
- 幼稚園教諭の特例と保育士資格の特例の両単位が同じであること、可能な限り資格取得の負担を減らすということが重要なポイント。そう考えると、1年間で無理なく履修ができる範囲の中で、新たな幼保連携型認定こども園の姿が出せるようなプログラムが望ましい。8単位を1年で丁寧に深く履修してもらうような形のプログラムが組めるならば、一番無理がない。
- 「教職の意義等に関する科目」は教員として重要な内容であり、2単位分しっかりと履修する必要がある。
- 「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」は幼稚園と保育士双方で共通に学んでいることから省略してもよいのではないか。
- 幼稚園は、学校教育法により自己点検評価を行うことが義務付けられており、自己点検評価をしながら教育の質を高めている。また、学校関係者評価は、幼稚園全体として質を高めるシステムとなっており、このような内容はぜひ理解していただく必要がある。
- 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」はしっかりと押さえておく必要がある。
- 「教育課程の意義及び編成の方法」は、学校教育としての体系に係る内容として重要。学級というものをしっかりと形成して小学校につなげていくという意味では、学級担任がしっかりしたカリキュラムをつくることのできるような中身にすることが重要。
- 「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」は重要であるが、独立して2単位とするよりは、「保育内容の指導法」とあわせた内容とするのがよい。その一方で、「教育課程の意義及び編成の方法」は独立させるのがよい。
- 「保育内容の指導法」は、個別に各領域をやるというよりは、総合的に遊びを通してというところを、丁寧にやる必要がある。

- 「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」は、保育士でもかなり相談業務を行っているため、省略してもよいのではないか。
- 「幼児理解の理論及び方法」は、単に理解するだけでなく、記録の取り方等の方法も入っているので、重点的に学ぶ意義があるのではないか。
- 「幼児理解の理論及び方法」を1単位として、その代わり、「教育課程の意義及び編成の方法」を1単位、「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」で2単位とするのはどうか。
- もし8単位に収めるということであれば、「保育内容の指導法」は省略して、「教育課程の意義及び編成」と「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」で2単位、「幼児理解の理論及び方法」で2単位としたらどうか。
- 学位を有していない保育士については、きちんとしたものを学びの原点として伝える時間として、日本国憲法を学んでもらうことは重要ではないか。